

(名称)

第1条 本会の名称は大阪府立大学植物工場研究センターコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）と称する。

(目的)

第2条 本規約は、大阪府立大学植物工場研究センター（以下「センター」という。）が実施する事業に参画するコンソーシアム会員（以下「会員」という。）について必要な事項を定める。

(会員の定義)

第3条 会員とは、「栽培環境コントロール型の植物工場を基軸とした都市型施設園芸の高度化による食料および環境問題の解消に貢献する」センターの理念に賛同し協働する法人、団体、個人のうち入会手続きを完了したものをいう。会員には、個人会員と法人会員の区分がある。

2 個人会員の対象者は、コンソーシアムへ入会を希望する個人（生産者、研究者、その他の個人）とする。

3 法人会員の対象者は、コンソーシアムへ入会を希望する法人または団体とする。

(会員の特典)

第4条 会員には以下の特典がある。

- (1) センター施設を利用した本学との共同研究への参加資格
- (2) 研修・セミナーへの優待参加（無料クーポンと参加費割引）
- (3) 「情報交流会（会員のPR、大学教員のシーズ紹介、会員相互の交流等）」、「PFC サロン（大学教員との交流）」への参加
- (4) センターが配信するニュースレター（1年間は会員限定配信）の購読権の取得
- (5) 会員向け専用ホームページの閲覧

(会費)

第5条 会員は下記に定める金額を納入しなければならない。

年会費 個人会員 20,000 円

法人会員 100,000 円

(会費の納入)

第6条 会員は、毎年当該年度の会費を年度当初に納入しなければならない。ただし、年度途中10月1日以降の入会については、年会費を半額とする。

(入会)

第7条 入会にあたっては本規約を承諾の上、別に定める入会申込書により入会を申し込み、センター長の承認を得なければならない。センター長の承認および会費の納入をもって入会手続きが完了したものとする。

(会員期間および更新)

第8条 会員期間は、毎年度4月1日～翌年3月31日までとする。会員資格は、毎年度会費の納入をもって更新される。

(会員情報の変更)

第9条 会員は、センターへの届け出事項に変更が生じた場合、速やかにセンターに変更内容を届け出るものとする。

(会員資格の譲渡禁止)

第10条 会員資格は、第三者に譲渡することができない。

(会員資格の取消)

第11条 会員は、以下のいずれかの事由に該当する場合、会員資格を取り消されるものとする。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 入会時に虚偽の申告をしたとき
- (3) センターの信用または名誉を傷つけたとき
- (4) 公序良俗に違反する行為があったとき
- (5) 個人の場合は本人が死亡したとき
- (6) 法人、団体の場合は法人、団体が消滅したとき
- (7) その他、センターにおいて会員として不適格と認めたとき

(退会)

第12条 会員は、退会する場合、別に定める退会届を提出しなければならない。

(会費の不返還)

第13条 既納の会費は返還しない。

(規約の変更)

第14条 本規約は、大阪府立大学植物工場研究センターコンソーシアム運営規約第3条に定める運営協議会、並びに大阪府立大学研究推進機構植物工場研究センター組織運営要領第7条により定める大阪府立大学植物工場研究センターマネジメント会議の議をもって、変更することができる。なお、規約の変更については、会員に対し変更内容を通知する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、会員の取扱いに関し必要な事項は、センター長が定める。

附則

1. 本規約は、平成22年4月1日から適用する。
2. 第6条の規定にかかわらず、設立初年度の会費の納入時期は、別途定める。

附則

1. 本規約は、平成30年4月1日から適用する。
2. 第5条の規定にかかわらず、平成29年度の会員が平成30年度の会員を継続する際の年会費は、60,000円とする。